

## 児童手当を受け取るには 現況届が必要です

児童手当制度

児童手当の現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。

この届出がないと、6月以降の手当が受けられなくなり、ご注意ください。

■**支給資格者** 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

■**支給額**

- ・3歳未満 一律1万5千円
- ・3歳以上小学生修了前 1万円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生 一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5千円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

■**現況届に必要な添付書類**

- ・請求者が被用者(会社員など)の場合 健康保険被保険

者証の写し

- ・今年1月1日に本市に住民登録のなかった方 前住所の市町村長が発行する児童手当用所得証明書(前年分)
- ・子どもの住所が市外にある方 申立書及び子どもが属する世帯全員の住民票

※このほかにも必要に応じて提出していただく書類があります。

※申請書類等は、6月上旬に郵送しています。

※通常は福祉課窓口で申請受付をしていますが、6月9日(月)～9月9日(火)の期間は、市役所北別館会議室で申請受付を行いますので、ご注意ください。

申請は早めに  
済ませましょう

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行うようしてください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■**問合せ** 福祉課社会係 TEL 72-1111 (内線136)

## 子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金の申請について

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の少ない方や、子育て世帯の家計への負担を考慮し、給付金が支給されます。制度については、先月号でお知らせしましたが、6月より申請受付を開始しますので、対象者は、申請受付期間内に申請をお願いします。

対象者は、平成26年1月1日現在で住民票がある市町村で申請の手続きをお願いします。申請受付期間を過ぎると給付金を受給できません。

### 子育て世帯臨時特例給付金

■**支給対象者**

①平成26年1月分の児童手当または特例給付を受給している方

※特例給付受給者=児童手当の所得制限を超過していたため、児童1人当たり月額一律5千円が支給されている方

②平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

■**対象児童**

支給対象者の平成26年1月分の児童手当及び特例給付の対象となる児童

※「臨時福祉給付金」の対象児童及び生活保護制度の被保護者に当たる児童は対象外

■**支給額**

対象児童1人につき1万円(1回のみ)の支給

■**申請方法**

原則、窓口での申請となります。枕崎市を転出された方は郵送での申請も可能です。支給対象者と思われる方には、児童手当現況届に申請書を同封し、6月上旬に郵送しています。

※公務員の方は、申請の際に職場が発行する「児童手当受給証明書」が必要です。また、個別に案内が届かない場合がありますので、十分注意してください。

■**提出書類**

受け取る口座によって提出書類が異なります。

①児童手当の受取口座

申請書、本人確認書類の写し

②①以外の口座

申請書、本人確認書類の写し、受取口座の通帳等の写し

■**支給方法**

原則、口座振込となります。(窓口現金受領は、口座を持っていない方などに限ります)

■**支給の時期**

口座への振り込みは、申請受付順に7月から開始予定ですが、遅れる場合もありますのでご了承ください。

■**申請受付期間**

6月9日(月)～9月9日(火) ※郵送申請は、9月9日の消印まで有効

平日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

■**申請会場**

市役所北別館会議室  
※会場は、都合により変更になる場合があります。

### 臨時福祉給付金

■**支給対象者**

平成26年度の住民税(均等割)が課税されていない方

※住民税が課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者である場合、租税条約に基づく免除で住民税を課税されない方(外国人技能実習生)は除きます。

■**支給額**

対象者1人につき1万円(1回のみ)の支給

※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は5千円を加算

■**申請方法**

郵送または窓口で申請をしてください。支給対象者と思われる方には、6月中旬までに申請書を郵送します。

■**提出書類**

申請書、本人確認書類の写し、口座が確認できる書類の写し、加算対象者の証明書の写し(加算対象者のみ)

※本人確認書類=住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写し、保険証等

※口座が確認できる書類=口座番号及び口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※加算対象者の証明書=児童扶養手当等の証書、特別障害者手当等の口座振込通知書、年金額改定通知書、年金証書(年金裁定請求手続き中の方は裁定後に送付されたものを後日提出していただきます。ただし、平成26年9月30日までに裁定等の請求がされた場合に限り)

■**支給方法**

原則、口座振込となります。(窓口現金受領は、口座を持っていない方などに限ります)

■**支給の時期**

口座への振り込みは、申請受付順に7月から開始予定ですが、遅れる場合もありますのでご了承ください。

■**申請受付期間**

6月16日(月)～9月16日(火) ※郵送申請は、9月16日の消印まで有効

平日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

■**申請会場**

市役所北別館会議室  
※会場は、都合により変更になる場合があります。

■**問合せ** 福祉課社会係 TEL72-1111 (内線135・136)

## ハローワーク加世田の庁舎が移転します

7月22日(火)からハローワーク加世田が、下記のとおり移転します。

今後も地域から信頼されるハローワークづくりに一層努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

■**住所** 南さつま市加世田東本町3-5-1

■**問合せ** ハローワーク加世田(加世田公共職業安定所)

TEL53-5111



## 市税等の納付・納付相談に係る 休日の窓口を開設します

平日に仕事などで市税等を納めに行く時間のない方や、納付について相談がある方のために、休日の窓口を開設します。ぜひご利用ください。電話での相談もお受けします。

■**開設日・時間**

毎月第3日曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※6月は15日(日)に開設

■**取扱業務**

- ・市税等の納付(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)
- ・市税等の納付に関する相談

※税の賦課に関するお問い合わせには回答いたしかねます。ご了承ください。

※お越しの際は、宿直室で「市税の納付に関すること」で来庁したことをお伝えください。

宿直者からの連絡により税務課職員が、ご案内します。

■**問合せ** 税務課管理収納係  
TEL72-1111(内線152・153)